

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第238号

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第3条第4項及び第4条第2項中「企画総務係長，相談援助係長，保健医療係長」を「係長」に改める。

第5条相談援助課の項中第7号を削り，第8号を第7号とし，第9号を第8号とし，第10号を第9号とし，同号の次に次の1号を加える。

(10) 障害者自立支援法による自立支援医療費の支給に関する事。ただし，精神通院医療に関するものに限る。

第5条相談援助課の項中第13号を第14号とし，第12号を第13号とし，第11号を第12号とし，第10号の次に次の1号を加える。

(11) 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定，指導及び監督に関する事。ただし，精神通院医療に関するものに限る。

第6条中「企画総務係長，相談援助係長，保健医療係長」を「係長」に改める。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)